

令和7年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月19日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月19日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	10 番	吉 田 正 昭
	11 番	冨 田 さとみ	12 番	伊 藤 俊 一
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	ふるさと 振興課長	浅井 修
	総務部	部長	鈴木 孝治	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	介護福祉 課長	松井智恵子
		こども 福祉課長	飯田 陽亮	保険医療 課長	山田 尚徳
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼ま ちづくり 推進課長	福谷 光芳
		土木農政 課長	東方 俊樹	環境課長	太田 圭介
	上下水道部	部長	伊藤 和光	次長兼 水道課長	石原 己樹
	消防本部	消防長	竹内 豊		
	教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	教 育 部 長	館林 久美
生涯学習 課長		佐々木淑江	教育課長	兼岩 英樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務 会 局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第2 議案第68号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第69号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第71号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 議案第72号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第73号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第74号 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第59号 蟹江町公告式条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第63号 蟹江町産業会館指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第58号 蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第60号 蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第66号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第67号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 発議第8号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 日程第19 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第20 議案第68号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第21 議案第69号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 追加日程第22 議案第70号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第23 議案第71号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第24 議案第72号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第25 議案第73号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）

追加日程第26 議案第74号 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和7年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほどをよろしく申し上げます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程、報告第4号及び議案第68号から第74号までの追加議案、発議第8号の意見書提出議案並びに総務建設・民生教育の各常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書を配付しております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで本議会を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いいたします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員は協議会室に集合をお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時02分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時14分)

○議長 伊藤俊一君

ここで、去る12月11日に開催されました議会運営委員会並びにただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、皆さんおはようございます。

それでは早速、まず初めに、去る12月11日木曜日に開催されました第2回の議会運営委員

会の内容についてご報告を申し上げます。

1、意見書の審議結果について。

(1) 採択することになった意見書。地方税財源の充実確保を求める意見書。1件であります。

(2) 不採択とすることになった意見書。ア、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。イ、物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。ウ、介護保険制度の改善を求める意見書。エ、介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。オ、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（国宛て）。カ、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。キ、学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書。ク、障害者児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書。ケ、医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の全産業平均との賃金格差をなくすことを求める意見書。コ、国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書。サ、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（愛知県宛て）。シ、子どもの医療費助成制度の18歳までの引き上げを求める意見書。ス、愛知県に学校給食無償化のための補助を求める意見書。セ、感染症病床の増床・地域に必要な病床の確保を求める意見書。ソ、公的価格で働く職員の確保と処遇改善を求める意見書。タ、医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書。チ、介護・障害福祉分野の処遇改善と公的支援の強化を求める意見書。ツ、保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する意見書。テ、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書。以上であります。

2、令和8年第1回（3月）定例会の日程について。

これは別添のとおりとなっております。一番最後の資料をご覧ください。

月日、曜日、会議等で読み上げてまいります。

2月24日火曜日、議会運営委員会。

3月3日火曜日、議会の開会。終了の後、全員協議会を開催いたします。

4日水曜日、全員協議会が終了しなかった場合の予備日となっております。

5日木曜日、各常任委員会の開催予定であります。

12日木曜日、代表質問。終了の後、一般質問を行います。

13日金曜日、一般質問が終了しなかった場合の予備日となっております。

17日火曜日、予算審議の予定であります。

18日水曜日、予算審議が終了しなかった場合の予備日となっております。

24日火曜日が議会の閉会となっております。

日程については以上であります。

3、追加議案について。

(1) 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

(2) 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(3) 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について

(4) 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）

(5) 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

(6) 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）

(7) 令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

国家公務員の改正給与法が国会で可決成立の上、定例会最終日までに議案作成が間に合えば、上記7案件を上程したい旨、理事者から申出がありました。

(4)については、議案上程された後に暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、内容に関する説明を受け、その後、本会議を再開することといたしました。

なお、7案件はいずれも最終日冒頭で議案上程の後に、精読とし、追加日程により審議、採決することといたしました。

ただし、12月定例会最終日への上程が間に合わない場合は、上記の議決を求めため、臨時会招集の予定とし、12月定例会最終日で議案上程の場合は、改めて議会運営委員会での協議は実施しないことといたしました。

4、その他。

(1) 3月議会議案説明会について。

日時、令和8年2月18日水曜日、午前9時より。場所は3階の協議会室にて行います。

第2回の議会運営委員会についての報告は以上となります。

続いて、先ほど行われました第3回議会運営委員会について、ご報告を申し上げます。

1、追加議案についてであります。

令和7年12月11日に行われた第2回議会運営委員会で協議した最終日に追加上程する7案件に加えて、報告案件を1件追加したい旨、理事者から申出がありました。

については、本日冒頭で報告案件を取り扱い、引き続き当初から追加上程の予定であった7案件について取り扱うことといたしました。

それに伴い、議事日程を変更することといたしましたので、ご了承お願いいたします。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページのほうをお願いいたします。

専決年月日、令和7年12月11日。発生年月日、令和5年1月3日。発生場所、蟹江町本町十一丁目地内。概要、町道上のマンホールの蓋部分が通行した相手方車両下部に接触し、車体下部を破損させ、物的損害を与えたものでございます。相手方、蟹江町在住者1名。所属、土木農政課。損害賠償の額、30万円。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木農政課長 東方俊樹君

報告第4号につきまして、所管課でございます土木農政課から、詳細につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

令和7年12月議会、報告第4号補足資料をご覧ください。

1、専決処分の経緯。

令和7年5月20日に議会へ報告を行いました国家賠償請求につきまして、令和7年11月10日に名古屋簡易裁判所より和解案が提示されまして、町としましてはその内容に異議がないため、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和7年12月11日に専決処分を行ったものでございます。

2、事故の概要です。

令和5年1月3日に町道江向線の蟹江町本町十一丁目2番地先において、自動車で丁字路を右折時に、沈下した横断側溝を通過した際にマンホールとフロントバンパーが衝突し、相手方に物的損害を与えたものでございます。

3、損害賠償及び和解の相手方。愛知県海部郡蟹江町在住者でございます。

4、和解の内容です。

(1) 町は、相手方に対し、本件事故に関する物的損害賠償債務（弁護士費用を含む。）として、30万円の支払義務があることを認める。

(2) 町は、相手方に対し、前項の金員を、令和8年1月16日限り、相手方が指定する口

座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は町の負担とする。

(3) 相手方は、その余の請求を棄却する。

(4) 相手方と町は、相手方と町の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

2ページ目をご覧ください。2ページは位置図となっております。

この地図の中央部分の丸印の部分で事故発生現場となっております。

以上、報告を終わります。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、令和7年5月は議会にも報告があったということですがけれども、それも踏まえて和解の専決処分ということです。

そもそも事故から2年近くかかっているんですけども、裁判まで行った経過、ありますよという報告は聞いているんですけども、何でそこまで。通常だと、町にしても相手方にしても保険会社で対応すると裁判費用も出る保険だと思えるんですけども、どうしてここまでいっちゃったのか、そうなる前に話合いで終わらなかったのか、その辺について、聞いているかもしれませんが、再度お願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

こちら事故発生後に遅滞なく保険会社の手続とともに個人交渉をしておりました。

その中でも、やはり金額のほうの折り合いがつかない中で、双方弁護士を通して交渉ということになったんですが、その交渉の中でも、やはりその折り合いがまたつかず、令和7年の3月31日に訴状が出て、今回の和解までお時間がかかったというところがございます。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

相手方と弁護士も通じて話合いを進めてきたけれども、基本、金額的に折り合いがつかずだったということで、当初の向こうの請求、今回30万円ということで、弁護士費用も含めてかな、なんですけれども、当初どのぐらいいっていたんですか。分かる範囲で結構です。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

当初の相手方の請求額としましては約43万円。その中で、当初こちらのほうの保険会社としての提示額としては、20万円ほど提示しておりました。

その交渉の中で、やはりお互い折り合いがつかず、不調になったということで、先ほど土木農政課長が説明したように、裁判により解決を行ったということになります。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そもそも相手方としては43万円の請求、保険屋の見積りだと20万円ぐらいで済む予定なんだけれども、相手が納得せずに裁判に至ったという結果で、その辺について、裁判所の結果ですので、相手も納得して、やっぱり蟹江町民ですので、相手もある程度は納得して和解に至ったということで、よろしいですね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今、土木農政課長が説明したように、和解の内容について、それで和解をしております。以上です。

○10番 吉田正昭君

この事故の関係なんですけど、この概要だけ見ているとちょっと分かりにくいので、現場写真等がありましたら、そのほうが理解しやすいと思うんですね。先ほどどうして裁判になったかということも理解できるかなと思いますので、その辺のことをちょっとお願いしたいと思いますが。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今回の事故の原因となった道路の覆蓋の部分については、既に改良は済んでおりまして、直してございます。ですので、事故当時の写真等、改良後の確認ができるようなものを用意させていただきまして、議員の皆様方のタブレットにも送信をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○10番 吉田正昭君

ありがとうございます。

前にもたしかバイクが道路の穴に入って、こけてというような賠償の話があったと思いますが、ここ数年の予算等々を見てみると、道路に対するインフラ整備の金額が少なくなっているように思いますので、やはり日常生活するのに道路というのは大切なものでありますので、その辺の配慮を財政のほうによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、報告第4号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

今回は4条立ての一部改正条例でございます。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

2ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。この案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるために必要があるからである。

なお、4ページから6ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、7ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるためでございます。

改正の内容。

1、蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

第1条関係では、令和7年12月支給割合を100分の172.5から100分の177.5に改定するものでございます。こちらの施行日は公布の日となります。

第2条関係では、令和8年6月支給割合を100分の172.5から100分の175に改定、令和8年12月支給割合を100分の177.5から100分の175に改定するものでございます。第2条のほうにつきましては、令和8年4月1日が施行日となります。

2、蟹江町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第3条では、令和7年12月支給割合を100分の172.5から100分の177.5に改定するものでございます。こちらの施行日は公布の日となります。

第4条関係では、令和8年6月支給割合を100分の172.5から100分の175に改定、令和8年12月支給割合を100分の177.5から100分の175に改定するものでございます。第4条の施行日は令和8年4月1日となります。

施行期日。第1条及び第3条の規定は公布の日を、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日を施行日といたしました。第1条及び第3条の規定は、令和7年4月1日から適用することとしました。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

9ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。この案を提出するのは、令和7年の人事院勧告を受けて、一般職

の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、10ページから16ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、17ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。令和7年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたためでございます。

改正の内容。別表第1（報酬表）の改定でございます。

施行期日は公布の日でございます。令和7年4月1日から適用でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、蟹江町の職員の給与に関する条例（昭和36年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回は2条立ての一部改正条例でございます。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

11ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。この案を提出するのは、令和7年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、12ページから25ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、26ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。令和7年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたためでございます。

改正の内容。

第1条関係。第15条、通勤手当の引上げでございます。これは、自動車等で通勤する場合の通勤手当となります。距離区分に応じた改定前後の手当額を表にしましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第20条及び第21条、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定でございます。一般職員につきまして、期末手当は令和7年12月の期末手当、そちらのほうは1.25から1.275に改定、令和7年12月の勤勉手当は1.05から1.075に改定するものでございます。

別表第1及び別表第2ですが、行政職給料表（一）及び行政職給料表（二）の改定でございます。

第1条関係の施行期日は公布の日、令和7年4月1日適用でございます。

第2条関係。第15条、通勤手当について、規則に委任するものでございます。第20条及び第21条、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定でございます。

27ページをお願いいたします。

一般職員につきまして、令和8年6月の期末手当が1.25から1.2625、令和8年12月の期末手当が1.275から1.2625に改定でございます。勤勉手当のほうですが、令和8年6月が1.05から1.0625、令和8年12月の勤勉手当が1.075から1.0625に改定するものでございます。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 吉田正昭君

今回、通勤手当の引上げもあったかということに思うんですが、現在、車通勤ですよ、これ。車通勤の方は、職員の、割合というか、どれぐらいなんでしょうね。

○総務課長 藤下真人君

ただいまご質問いただきました、車通勤の割合というところのご質問をいただきました。

正確な数字は手元にはありませんが、電車通勤や蟹江町役場に通勤するところで申し上げます。

すと、通勤方法としては、公共交通機関、電車に通ってみえる方、また、近隣では、徒歩、自転車、車で通勤していただいております。その中で、電車通勤というのは比較的少ない割合になっておりますので、車通勤の方が一番多いと認識しております。駐車場につきましても、蟹江町役場、体育館の東側で満員状態になっておりますので、およそ台数的には80台程度でみえていますので。

以上となります。

○10番 吉田正昭君

保育士さんもこの通勤手当に入りますよね、保育士の方も。個別で駐車場を個人的に借りてみえる人もあるんですが、保育士さんにおいては、そういう駐車場を借りるための手当というのはないんですよね。

○総務課長 藤下真人君

保育士さんにつきまして、今現状、民間の駐車場を借りて、用意してある公共の敷地内もあります、それでは足りておりませんので、民間の駐車場を借りていただいているということは認識しております。また、若干、役場のほうに勤めている方についても、民間を借りているということも人事担当としては認識しておりますが、現時点では、そういった方についての駐車場の手当というのは支給しておりません。

以上です。

○10番 吉田正昭君

保育士さん等々、非常に大事な仕事ですので、できたら少しぐらい補助があってもいいんじゃないかなと思ってますので、よろしく願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,011万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億227万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表、繰越明許費。9款教育費、2項小学校費、事業名が小学校施設整備事業3億9,737万5,000円を翌年度に繰り越して、小学校体育館空調機設置事業を行うものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正。変更分といたしまして、小学校体育館空調機設置事業の限度額を3億9,730万円の増額補正をさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、国の強い経済を実現する総合経済対策による物価高対応をはじめ、給与法の改正に伴う人件費に関するもの、また、小学校体育館空調機設置などの経費を計上させていただくものでございます。

それでは、歳入予算でございます。

まず、15款国庫補助金でございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は1億1,650万9,000円の増額補正でございます。これは、強い経済を実現する総合経済対策として、児童手当受給者に対し児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業に係る補助金でございます。

3項衛生費国庫補助金は4,956万円の増額補正でございます。これは水道の基本料金を2か月分減免する上水道事業補助事業に係る重点支援地方交付金でございます。

次に、20款1項1目繰越金が7,674万2,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

それから、22款1項町債、6目教育債が3億9,730万円の増額補正でございます。これは小学校体育館空調機設置事業債でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

なお、人件費に関するものにつきましては説明を省略させていただきます。

それでは、16ページ、17ページの下のほうをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、9目物価高対応子育て応援手当支給事業費が1億1,650万9,000円の増額補正でございます。財源内訳は、国庫補助金で物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金でございます。内容としましては、強い経済を実現する総合経済対策として、児童手当受給者に対し、児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

19ページの説明欄をお願いします。

18負担金、補助及び交付金、02補助金、001物価高対応子育て応援手当は1億1,400万円でございます。

続きまして、20ページ、21ページの上のほうをお願いいたします。

4款衛生費、3項1目上水道費が4,956万円の増額補正でございます。財源内訳は、国庫補助金で重点支援地方交付金でございます。内容としましては、上水道事業補助事業として水道の基本料金を2か月分減免するものでございます。内訳としましては、蟹江町水道企業会計負担金が4,740万円、海部南部水道企業団負担金が216万円でございます。

続きまして、22ページ、23ページの中ほどをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費が3億9,944万円の増額補正でございます。財源内訳は地方債で、小学校体育館空調機設置事業債でございます。内容としましては、小学校5校の体育館に空調機を設置する等の事業でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。

直ちに全員協議会を開催をいたします。全員協議会は協議会室にて行います。

(午前10時00分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 伊藤俊一君

議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」の提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

補正予算（第9号）で、重点支援地方交付金活用したり、もろもろの小学校の体育館のエアコン設置は、全協でいろいろお聞きをしました。

今回、そのほかに、部長のほうからも人件費は省略しますという話で、今回、ここでちょっと聞きたいんですけども、ほとんど先ほど、最初に上程がされた特別職、また、議員、

また、会計年度職員、あと職員の給与の関係があるんですけれども、それを含めた補正予算で、まず今回、議員と特別職について、補正予算を見とってちょっと分かりにくくて、まずどこで見ればいいのかと、あと、一般職の手当、期末手当から勤勉手当が補正予算の中で、一般職と会計年度を含めて足せばいいと思うけれども、大体どのぐらいの補正を上げてますか。お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員から2問、ご質問いただいたかと思しますので、答弁させていただきます。

まず、今回の人事院勧告に基づき町の職員の給与の改正と併せてパートタイム、また、議員や蟹江町の常勤の特別職の条例の改正をさせていただいております。その中で、まず最初に、議員の皆様と町の常勤の特別職の報酬の補正予算がどこに計上されているかというご質問だったかと思っております。

今回、補正予算、2つ目のご質問でも総額どうかというところもあるんですが、補正予算の計上につきましては、現予算残高の差引きで、不足分について上げさせていただいておりますので、イコールで影響額をそのまま補正額に上げているというわけではありません。議員の皆さんの補正はどちらにあるかというご質問だったと思いますが、基本的には議会の人件費のところに入っておるんですけれども、今回は増額を上げておりませんので、先ほど説明したとおり、比較して上げなくても支払いができるということになりますので。ちなみに、特別職と議会議員の影響額につきましては、昨年と同額で0.05か月分の期末手当の増額ですので、およそ40万円ほどになっております。

2問目につきましては、町の職員とパートタイム会計年度任用職員の影響額になります。こちらにつきましては、一般職、町の正職員の影響額はざっと4,600万円ほどになります。パートタイムの会計年度任用職員の影響額、増額につきましては、およそ3,000万円となります。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

まず、議員の増額、増額がないから上がっていないということだね。それも含めて、追加で上げなくても済んだ、特別職についても。それで、載ってないんですね。

あと、一般職の人件費について4,600万円、パートで3,000万円ぐらいあるって、結構大きい額なんですよ。毎年12月に給与改定が行われて、人事院勧告に基づいて、そんな状況で、一般職は本当に物価高騰で苦しんでいる職員もそうですし、なかなか一般企業が給与が上がらない中でも、それが、人事院勧告が本当に一般の企業が上がっているから公務員も上げるということなんだけれども、実際には本当に上がっているか微妙なことは思います。人事院勧告の企業自体が結構大手の積算なので何とも言えませんけれども、本当に中小零細、特に

自営業者も含めて、厳しい状況で、何とか公務員、蟹江町の職員についても、決していいとは、給与が高いとは全然思っていないので、それは置いておいて、あと多分、不足分で計算してないからということで、一般職で共済組合の負担金、ついているところとついていないところがあるんですね、一般職でも。これも、不足がない部分については、ついていなくて、負担金上がる人件費のみを計上している形なんですか。ちょっとそこを補足でお願いします。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員、ただいまご質問いただきました共済負担金、保険料とかそういったものになるんですけれども、予算の計上の仕組みとして、給料等につきましては、それぞれの款で人件費を上げさせていただいておりますが、それぞれの職員やパートタイム会計年度任用職員の保険分、共済負担金につきましては、一括で総務人件費のほうに、基本的には一般会計については、上げさせていただいておりますので、そちらで反映しております。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第72号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願いたします。

ご提案申し上げます。

議案第72号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」。

令和7年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,509万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額36万7,000円。7款1項1目繰越金補正額6万円。こちらは前年度繰越金でございます。36万7,000円のほうは事務費等繰入金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費補正額36万7,000円。その下、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費補正額6万円でございます。共にパートタイム会計年度任用職員に係る人件費の増額分でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第73号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第73号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」。

令和7年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億530万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額11万8,000円でございます。こちらは現年度分普通徴収保険料でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費、補正額11万8,000円。こちらは一般介護予防事業に係るパートタイム会計年度任用職員の人件費増額分でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第74号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第74号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和7年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,307万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額5,000円でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5,000円。こちらもパートタイム会計年度任用職員に係る人件費の増額分でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、上下水道部次長兼水道課長、土木農政課長、こども福祉課長、教育課長の退席と、ふるさと振興課長、環境課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時22分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」

日程第10 議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

日程第11 議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」

を一括議題といたします。

本3案は総務建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三浦知将君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○総務建設常任委員長 三浦知将君

総務建設常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る12月4日に委員会を開催

し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、掲示板に掲示する内容はどのようなものかという内容の質疑がありました。これに対し、基本的に議会で議決を得た条例や教育委員会、選挙管理委員会などの規則や規程等の制定や改廃について掲示している。また、税や料の督促状が届かなかった際にも、送付したことを知らしめるために活用しているという内容の答弁がありました。

次に、町民に周知させる方法は、掲示板以外に何があるかという内容の質疑がありました。これに対し、特に住民の方に関係するものについては、法や条例に定めるもの以外でも、町のホームページや広報誌、その他、様々な手法でお知らせしているという内容の答弁がありました。

次に、他の自治体の状況等を踏まえて、掲示場を5か所から蟹江町役場の1か所に集約すると説明があったが、他の自治体では1か所にして問題はなかったのか。また、町内5か所あるうちのどこの掲示場が実際によく見られているかの調査は行ったのかという内容の質疑がありました。これに対し、近隣の自治体への聞き取り調査でトラブルはないと確認している。また、常にその掲示場でどれだけ見られてるのかという調査は現状難しい。掲示板に掲示しに行く職員も必要であり、業務改善も踏まえ、改正に至ったという内容の答弁がありました。

次に、今は他の周知手段があるため、掲示場を廃止するのはどうかという内容の質疑がありました。これに対し、地方自治法により公告の必要がある。公告には形式的な面と実質的な面があるが、公告により法的効果が発生するものがあり、条例に定める方法で公告をしている。掲示によって住民の方に全て伝わると考えているわけではなく、お知らせが必要なものについては、ホームページまたはその他の方法によって、しっかりと周知をしていく。また、公示送達については、個人情報ホームページに掲載するのかという問題がある。現在の方法が最適であると考えるといった内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第59号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、ごみ出しの曜日変更の周知はどのようにしていくのか。また、環境美化推進協議会や指導員の方々への調整はしているのかという内容の質疑がありました。これに対し、議決を得られたら、条例施行日までの約3か月間で周知を行う。具体的には、広報2月号に資源物の持ち去り禁止についての特集を組み、3月号では地区ごとのごみ収集日の現在の曜日と変更後の曜日を掲載する。また、4月1日付の全戸配布によっても周知を図

る。環境美化推進協議会の開催、環境美化指導員への説明も既に行っており、前向きな意見をいただいているという内容の答弁がありました。

次に、第7条中の一般廃棄物処理計画について説明を求めるといった内容の質疑がありました。これに対し、廃棄物処理法に定めがある。長期的な基本計画とその実現のために単年度で策定する実施計画の二本立ての計画である。計画には、地域内で発生する一般廃棄物の収集運搬に関する具体的な方法や体制、ごみの処理の現状や発生見込み量、廃棄物の減量に向けた目標を記載する。基本計画は平成30年4月からの10年間を第2次計画として策定している。実施計画では、廃棄物の分別の区分や種類、収集回数、搬入先、収集処理業者の具体的な会社名、発生抑制方策なども記載しているという内容の答弁がありました。

次に、第21条に立入検査についての定めがあるが、この持ち去りに対する情報提供はどこからされるのかという内容の質疑がありました。これに対し、持ち去りの情報提供は、環境美化指導員や町民からの情報提供を想定している。ただし、持ち去りを見かけても直接声をかけることはせずに、持ち去り者の特徴を環境課に知らせてほしい。そこで情報集約をし、その先の参考にしていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第62号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題としました。

審査に入ったところ、管理内容について、説明を求めるといった内容の質疑がありました。これに対し、産業文化会館の2階が産業会館に該当し、施設内、部屋の維持管理に加え、会議室等の貸館業務を担ってもらうという内容の答弁がありました。

次に、貸館業務で得た収入は、商工会の収入となるのかという内容の質疑がありました。これに対し、あくまでも町の代わりに料金徴収を行っているため、町の収入となるという内容の答弁がありました。

次に、指定管理料は、年間幾ら支払っているのかという内容の質疑がありました。これに対し、年間60万円を2回に分けて支払っているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第63号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 伊藤俊一君

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論がございますか。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、ふるさと振興課長、環境課長の退席と、生涯学習課長、介護福祉課長、こども福祉課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時34分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時37分)

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について」

日程第13 議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」

日程第14 議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について」

日程第15 議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」

を一括議題といたします。

本4案は、民生教育常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員長 山岸美登利さん、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○民生教育常任委員長 山岸美登利君

民生教育常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る12月4日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に民生部に関する案件、議案第58号及び議案第61号、議案第64号の審査を行い、次に教育部に関する案件、議案第60号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の目的は何かという

内容の質疑がありました。これに対し、一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長していくように、子供の育ちを応援することが主な目的であると国がうたっている。一時保育が親のためであるのに対して、こども誰でも通園制度はあくまで子供のためであるというような区分けをしていると考えているという内容の答弁がありました。

次に、どのような子供が対象となるのかという内容の質疑がありました。これに対し、ゼロ歳6か月から3歳未満で、保育所等を利用していない蟹江町民の子が対象となるという内容の答弁がありました。

次に、町内ではどこの施設で実施するのかという内容の質疑がありました。これに対し、令和6年度の時点では、公立1か所、民間2か所の計3か所を予定していたが、利用料等まだ定まっていないことが多いことから、令和8年度については、まずは公立の蟹江保育所1か所のみで実施する。利用者の状況を見た上で、令和9年度から民間施設への依頼を検討するという内容の答弁がありました。

次に、保育士は足りているのかという内容の質疑がありました。これに対し、一時保育と同様に、会計年度任用職員を常時2人配置することを検討している。また、保育士の確保にも努めているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第58号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、改正内容について、大まかな説明を求めるといった内容の質疑がありました。これに対し、今回3つの条列をしているが、それぞれ共通するのは虐待等の禁止という条文であり、児童福祉法の改正に伴い、引用している項の整理をしている。加えて、家庭的保育事業の条例に関しては、健康診断についての規定も改正している。なお、家庭的保育事業は蟹江町にないため、今回の条例改正に関して、実際に影響はないという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第61号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題としました。

審査に入ったところ、指定管理料がゼロ円の理由と管理内容について説明を求めるといった内容の質疑がありました。これに対し、町の高齢者に対する施策と理念が一致している蟹江町シルバー人材センターには、施設を活用しながら、町の高齢者の生きがいに関する施策に

沿った活動支援を行ってもらおうよう、指定管理料をゼロ円としている。指定管理の内容は、施設の利用許可や施設全体の維持管理であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、第9条に町長が特別の事由があると認めるときは使用料を減免することができるという規定があるが、空調設備に関しても減免が適用されるのかという内容の質疑がありました。これに対し、空調設備の使用の有無については、利用者側が選択をすることか可能であるため、公平性の観点から受益者負担が望ましいと考え、原則減免等はなしで進めていく方針であるという内容の答弁がありました。

次に、体育施設だけではなく、会議室等も空調設備の使用の有無によって施設使用料を分けてはどうかという内容の質疑がありました。これに対し、以前は会議室等の使用料を通常と空調利用が多い夏期（6月から9月）や冬期で区分していたが、昨今、空調設備の使用期間に変化が見られ、一律にしたという背景がある。また、使用料を区分することで、事務が煩雑になるという懸念もあるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第60号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

（5番議員降壇）

○議長 伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 伊藤俊一君

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第15 議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、生涯学習課長、こども福祉課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、環境課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前11時51分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時52分)

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第66号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

初日の日に上程説明があつて、10ページ、11ページにあるコンビニ交付の事業で、委託料と使用料とか含めて利用料35万7,000円の計上なんですけれども、提案理由としては、増加のためということです。

実際に今、庁舎の交付と比較して、どのぐらいまでいっているのか、分かりましたらお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

コンビニ交付の関係で、ご質問いただきました。

実際、この積算につきましても、大体370通ぐらいの発行で見込んでおったんですけれども、実際470通ぐらいあるかなというところで、月にすると。なので、100件ずつぐらい、見込みよりはコンビニ交付のほうが増えているということで、じゃ、窓口どうなのといったところなんですけれども、やはり窓口のほうは、ごめんなさい、手元に正確な数字がないんであれなんですけれども、担当のほうに確認しますと、やはり窓口のほうは若干減っているよとい

うことなので、コンビニ交付が浸透してきているなというところが感じられております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

100件ぐらい見込んで補正で上げましたよということで、増えてきてはいるということなんですけれども、コンビニ交付1枚200円かな、200円で、実際に増えてくればどんどん経費もかかってなくなるんだけれども、1枚当たりのね。どうしてもまだまだ普及がされていないとなると、1枚当たりの単価が高くなっちゃってるんですよ、窓口と比べて。コンビニ、マイナンバーカードを利用してコンビニ交付が積極的ということはあるんですけれども、ちょっとその辺がどうなのかなということを……決してやめろとまでは言いませんけれども、ぜひね。

ちなみに他の自治体で、今、補正でも上がってきてるんですけれども、蟹江町、まだ提案ありませんけれども、コンビニ交付を200円にして窓口負担を増やすということが、弥富市でも愛西市でも、今、あるんですけれども、この点の方向性って何か考えてますでしょうか。

○民生部長 不破生美君

手数料の関係でございますけれども、おっしゃられるとおり、他の自治体などは差がついておるといふのを把握してございます。ですので、私たちもこのままでいいのか、やっぱりちょっと差をつけて、コンビニ交付のほうを利用を増やしていきたいなという思いがございまして、ちょっと差をつけていくといいのかなとか、いろいろ内部では検討しておるところです。ただ、手数料、ほかの手数料などと一緒に見直すところだなということで、町のほかのものと一緒に見直すタイミングが合えば、そのところで見直していきたいなということは考えてございます。

ただ、具体的に今、話が進んでいるというものではございません。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第67号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、介護福祉課長、環境課長、保険医療課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、こども福祉課長、教育課長の入場を許可いたします。

ここで、少し早いのですが、暫時休憩といたします。午後1時から再開いたします。

（午前11時58分）

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

○議長 伊藤俊一君

日程第18 発議第8号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山岸美登利さん、ご登壇ください。

（5番議員登壇）

○5番 山岸美登利君

発議第8号「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年12月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利

賛成者、同、安藤洋一、同、板倉浩幸、同、水野智見、同、吉田正昭、同、富田さとみ、同、佐藤茂。

朗読にてご提案申し上げます。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）。

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の原因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組みを着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

一、地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

一、いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。

一、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

一、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

一、国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会議長 伊藤俊一。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

(5番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

日程第19 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」、議案第72号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第73号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」、議案第74号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」の計7案をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、7案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第20 議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回の人事院勧告は、一般職に向けられたものであり、町議会議員や特別職に向けられたものではありません。今、町民は物価高騰に賃金引上げが追いつかず、深刻な打撃を受けています。町民が物価高の下で苦しんでいる今、選挙で選ばれた町長や議員の期末手当の引上げに、町民の理解が得られるとは思えません。

また、今年度は都市計画税の導入、国民健康保険税の引上げと増税ばかりであります。町民に負担を押し付ける状況の下で、幾ら条例で定められているとはいえ、特別職の報酬と期末手当を職員に準じて機械的に引き上げることが賛成はできません。

以上の理由から、議案第68号は反対といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可をいたします。

○14番 佐藤 茂君

14番 新風 佐藤茂です。

私は、「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を引き上げるために必要な条例の改正であり、適正なものと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長 伊藤俊一君

他にございませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第68号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第21 議案第69号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第22 議案第70号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、職員の給与の一部改正なんですけれども、先ほどの可決したパートタイムの会計年度職員は新旧対照表で幾ら上がるかってよく分かったんですけども、今回の期末手当ははっきり数字が出ているので分かるんですけども、大体どのぐらいの給与が上がったのか、分かりましたらお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員から、実際職員の給与がどれくらい上がったのかというご質

間だと思いますので、答弁させていただきます。

まず初めに、今回の人事院勧告に関してなんですけれども、平均の改定率自体は3.3%の上昇、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る全給与表を引上げ改定というのが今回の改正となっております。その中で、初任給につきましては、今年度およそ1万2,000円ほどの増額となっております。

また、平均改定率は、先ほど申し上げましたが、初任給を含めた全級において昨年度と同様に増えておるとい状況になっております。幅率についてはそれぞれ異なりますが、全年代で上昇しております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

毎年この12月に、最終日に、毎年のように上程が来て。

今回、平均で3.3%と、初任給も1万2,000円アップするというので、例年よりは増えたど、結構増えた感じだと、そういうことでいいんですね。

あと、最初に吉田議員からもあった通勤手当なんですけれども、通勤手当も、公務員だけに限らず民間の企業もそうなんですけれども、実際に車通勤が今回対象になって、蟹江町の職員って、公共交通、主に電車で利用している方もいらっしゃいますけれども、この方というのは、手当、ちょっと分からないので、教えていただきたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

まず、今回の通勤手当の引上げにつきましては、車等で使って通勤されている方で、庁舎を起点にして距離に応じて、以前から通勤手当というのを支払っております。

概要のとおり改正をさせていただいておりますが、板倉議員のご質問は、公共交通機関ですね。公共交通機関につきましては、半年分の定期代等をそのままの額で支給しております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

公共交通、主に電車で、半年分の定期代を全額支給しているということですね。

あと、実際に今回の通勤手当、距離に応じて加算されているんですけども、当初、燃料代の高騰によりということになっていたんですよ。実際に、じゃ、今どうかといたら、ガソリンも暫定税率が下がって、大分下がってきた状況で、もう国が決めたことだからということなんだけれども、その辺って何か状況的なことを把握しているのか、分かりましたらお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、昨今のガソリンが下がっているというところについての通勤手当の今後についてにつきましては、現状は今回の条例改正以外はまだ情報としてはありませんので、今後、

またそういった改正等でありましたら、国の指針のとおりやっていきたいと考えております。
以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第23 議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第9号)」について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算については、全員協議会でも議論をし、国の交付金については別に反対するわけではございません。ただ、しかしながら、先ほど議案第68号で蟹江町議会議員、特別職の期末手当、補正の中に計上というのが、質問でも新たに追加ということはなかったんですけども、一応それを加味した補正予算になっていますので、反対理由としては、先ほど議案第68号の反対の理由と同じでありますので、今回の議案第71号について、反対といたします。

○議長 伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

今回の補正予算は、まず、歳出予算は、物価高対応子育て応援手当の支給に係る経費や、

水道料金の基本料金を免除することにより、必要となる負担金です。小学校5校の体育館へ空調機を設置するための経費及び令和7年の人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員に対する給与、報酬等の増額が計上され、総額で6億4,011万1,000円の増額となっております。

また、歳入予算の補正は、これらの事業を実施するために必要な国の補助金や重点支援交付金、町債などが歳出予算と同額計上されております。

今回提案されている補正予算は、物価の高騰が長引いている中で、生活者や事業者、子育て世帯の負担を軽減するための経費や、児童の学校生活環境を改善するとともに避難所としての機能を強化するための経費、また、町がその業務を適正に運営するための経費であり、どれも必要不可欠なものと考えます。

引き続き、町政の発展が将来にわたり持続可能なものとなるよう、今まで以上に健全な町財政が堅持されることを要望し、本議案に賛成いたします。

○議長 伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第71号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第24 議案第72号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第25 議案第73号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」

を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第26 議案第74号「令和7年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和7年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午後1時29分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊藤 俊一

5番 議員

山岸 美登利

6番 議員

飯田 雅広